

大阪市告示第1484号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時休館及び供用時間の変更について承認したので、同条例第3条第4項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

令和7年10月31日

大阪市長 横山英幸

1 臨時休館

施設名	年 月 日
大阪市中央体育館 第1体育場 第2体育場 柔道場 剣道場	令和7年11月10日（月）

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市中央体育館 第1体育場	令和7年11月1日（土）から 同月3日（月）まで	午前8時から 午後9時まで
	令和7年11月4日（火）	午前8時30分から 午後9時まで
	令和7年11月6日（木）から 同月9日（日）まで	午前8時から 午後9時まで
	令和7年11月11日（火）から 同月14日（金）まで	午前8時30分から 午後9時まで
	令和7年11月16日（日）	午前7時から 午後9時まで
	令和7年11月19日（水）	午前8時30分から 午後9時まで

	令和 7 年11月21日（金）	午前 8 時から 午後 9 時まで
	令和 7 年11月23日（日）	午前 8 時から 翌日午前 1 時まで
	令和 7 年11月24日（月）	午後 7 時から 午後 9 時まで
	令和 7 年11月25日（火）	午前 8 時30分から 午後 9 時まで
	令和 7 年11月27日（木）	午前 9 時から 翌日正午まで
	令和 7 年11月28日（金）	午前 9 時から 翌日午前 2 時まで
	令和 7 年11月29日（土）	午前 9 時から 翌日正午まで
	令和 7 年11月30日（日）	午前 9 時から 翌日午前 4 時まで
大阪市中央体育館 第 2 体育場	令和 7 年11月 1 日（土）	午前 8 時30分から 午後 9 時まで
	令和 7 年11月 2 日（日）	午前 8 時から 午後 9 時まで
	令和 7 年11月29日（土）	午前 8 時30分から 午後 9 時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）